

合志市農業委員会総会議事録

1．開催日時 令和5年8月10日（木）午後1時30分から午後2時35分

2．開催場所 合志市役所2階大会議室

3．出席委員（13人）

会 長	14番	福 嶋 求仁子
会長職務代理者	1番	平 山 和 敬
委 員	2番	清 原 啓 喜
"	3番	上 野 育 夫
"	4番	平 野 昭 代
"	6番	村 上 幸 記
"	7番	長 野 昌 治
"	8番	齋 藤 典 夫
"	10番	城 英 夫
"	11番	青 木 恵 夫
"	12番	岡 田 政 広
"	13番	坂 口 正 子

4．欠席委員（1名）

委 員	9番	野 田 隆 一
-----	----	---------

5．議事日程

（1）議事録署名者

（2）農家調査及び現地調査員

（3）議案

第1号議案	農地所有適格法人設立届出について
第2号議案	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第5号議案	あっせん委員の指名について
第6号議案	合志市農業基本構想の改正に係る意見について

第1号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用（届出）について
-------	--------------------------------

第2号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）について
-------	--------------------------------

6．農業委員会事務局職員

局 長	坂 上 範 行
次 長	竹 田 直 広
主 幹	上 村 恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年8月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。暑い中のお仕事ご苦労様です。台風6号の接近がありましたけれども、合志市におきましては、風、雨ともにそれほどひどくなくて本当にほっとしているところです。ただ台風一過でこの後台風対策でいろいろと皆様のハウスとか、いろいろなところで現状復帰という形でまたお忙しくなると思いますが、暑さに気をつけて頑張ってくださいと思います。それから8月5日の日に塩浸川の清掃等でお手伝いをいただいた皆様には本当に暑い中ご苦労さまでした。特に合志の方はチリ拾いだけでしたのでそれほど大変ではなかったんですけども、西合志の方はいかがだったでしょうか？草刈り機持って、合志からも上野さんあたりが、草刈り機持ってるから行こうかなという感じで西合志の方に回っていただいて本当にありがとうございました。今回はですね、議案書の中に、あっせんが1件入っております。今現在農業委員会の方それから、その他の県の振興局であるとか、中間管理機構で農地を探されてる話をよく聞きます。農業委員会の方に探してみよう、どうにかなりませんかと相談のあった方に関しては、できるだけお話をさせていただけるかと思っておりますので、皆様の周りで農地を探してらっしゃる方がありましたら、ぜひ同委員会の方にですね、まずはご相談に来ていただければ大変嬉しいと思っております。それでは今日も8月の議案書の方皆様でしっかりと審議させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、7番 長野委員、8番 齋藤委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 2 番 清原委員 6 番 村上委員 8 番 齋藤委員 10 番 城委員 12 番 岡田委員 以上 5 名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（福島求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案 農地所有適格法人 設立届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

第1号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。議案書別紙の3ページをお願いいたします。農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできません。今回、合志市で新しく農地所有適格法人として農地を賃借したい旨申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の10ページの利用権設定番号3、4の案件です。この後の第4号議案で利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。議案書別紙の4ページをご覧ください。当該法人は合志市に本社を置いている法人でございます。当該法人につきましては、主にいちごの生産及び販売を行う法人で、議案書別紙の3ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の4ページから11ページまでの部分になります。以上でございます。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご質問・ご意見等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地所有適格法人設立届出について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地所有適格法人設立届出は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所

有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、規模拡大の売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』12ページの右側斜線部分が申請地です。竹迫郵便局の南側に位置する農地です。13ページが申請地の現況写真です。次に14ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に15ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで水田として利用しており、許可後も同様に水田として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番岡田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。7月31日の午後3時30分頃、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、経営規模拡大のための所有権移転です。申請地のすぐ近くに申請人が耕作する農地があり、効率よく作業を行うことができます。また、許可後も同様に水稻を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所

有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大の売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』16ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。北区構造改善センターの北西側に広がる農地です。17ページが申請地の現況写真です。18ページは、保有されている農業機械の写真です。次に19ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後はスイカ等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（村上幸記君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。

7月31日午前9時頃私と安武推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は経営規模拡大のための所有権移転です。申請地の隣は申請人が所有し耕作している農地であるため、効率よく作業を行うことができます。また許可後はスイカ等を作付けする予定のため、農地への影響は心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所

有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、兄弟間の贈与でございます。続けて申請地の場所ですが、3筆ございます。議案書『別紙』20ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。西合志中央小学校の東側に広がる農地です。21ページ22ページが現況写真です。23ページは、保有されている農業機械の写真です。次に24ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、申請地の内1筆は水田として利用しており、許可後も同様に水稻を作付け予定です。残りの2筆は現在遊休化した農地ですが、許可後は玉ねぎ等の野菜を作付けする予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（城英夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。7月31日の午前11時30分頃、私と谷山推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、兄弟間の贈与です。申請地は事務局からの説明のとおり、1筆は水田として利用してありますが、2筆は遊休化した農地です。許可後、遊休化した農地につきましては野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。所有権移転番号4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親族間の贈与でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』25ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。合志市総合運動公園の北西側に広がる農地です。26ページが現況写真です。27ページは、保有されている農業機械の写真です。次に28ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで水田として利用しており、許可後も同様に水稻を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番　清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君）　それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。7月31日の午前10時30分頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は親族間の贈与です。申請地は地主に代わり、申請人が耕作されておりました。

許可後も同様に水稻を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君）　続きまして第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号5につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それではご説明申し上げます。議案書3ページをお開き下さい。

所有権移転番号5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大の売買でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』29ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。国道387号線の西側に広がる農地です。30ページが現況写真です。31ページは、保有されている農業機械の写真です。次に32ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第7号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君）　それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。7月31日の午前10時頃、私と鈴木推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は経営規模拡大のための所有権移転です。申請地の隣に申請人の自宅があり効率よく作業を行うことができます。また、許可後も同様に野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君）　ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号5は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の33ページをお願いします。図面左下の太枠斜線部分が番号1の申請地で、合志小学校の西側に位置する農地です。次の34ページが申請地の現況です。

35ページが配置図です。申請者は主に宅地の開発を行う不動産の管理業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、栄や野々島での造成工事を行う際の資材置場として使用する計画です。36ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地は三方の全面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である合志小学校及び公益的施設である合志中部保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 8番 齋藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（齋藤典夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年7月31日の午前、私と山田推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側に農地が接しており、他三方の道路より高低差もありますが、雨水対策を行い、土砂流出についても留意することでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。一言よろしいでしょうか？の現地調査で、別紙の34ページ写真の右側にありますようにここは擁壁をしてありますけども、他は擁壁がない状態で4mぐらいの高さがあります。資材置き場ということで擁壁の設置はしないということですがこの辺ちょっと私は疑問に感じたのでどうなのかなと思いましたので、委員の皆さんの意見を聴取したいと思っております。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。4mの高さがあるので、擁壁の設置が必要なのではないかというご質問でしょうか？

○8番（齋藤典夫君） 必要とまではないということですけども、最初は現地調査の説明ではすね、進入路は奥の方の道路だったんですよ。そこが2tダンプがやっ
と入るぐらいの状態で舗装がない状態なんですよ。それはどうなのかなってい

う話をしたら、こちらの大津植木線側の擁壁を昔からしてあるんだからこちらへ変更しますとのことだったんで、それだったら大丈夫かなと思ったんですけど、いくら資材置き場といっても、付近の住民が草刈を行っている状態なんで、私もなんとも言えないなと思いながら話を聞きました。

○議長（福島求仁子君） 安全性についてということですね？

○8番（齋藤典夫君） はい。

○事務局長 ご指摘の通りですね重たい資材などを敷地の際まで置くとなるとそういう心配も出てくるかと思います。それについては当然こちらの方からも指摘させていただいておりまして、配置図35ページの配置図にもありますとおり、道路側からは若干離してですね資材等を置きますということに修正をいただいたところでございます。それとですね、当然申請書には万が一周辺に支障が生じることとなった場合には責任を持って対処しますということも記載いただいています。そういう心配がないようですね、適切に指導はいたしますけれども、万が一起こった場合についても、事業者として対応していただくということで指導していきたいと思っております。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場及び資材置場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の38ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、セブンイレブン合志竹迫店の南側、県道住吉熊本線の西側に位置する農地です。次の39ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、既

に砂利敷きされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、貸人は、2016年4月の熊本地震後、緊急措置として仮の避難所代わりに、コンテナ等を設置し生活していた時期があったとのことです。自宅再建後、コンテナ等を撤去したものの農地に復元することが困難となっておりましたが、借人より駐車場及び資材置場として賃貸借契約の申し出があり、今回の申請となったとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省しています。次の40ページが配置図です。申請者は主に不動産業等を営む法人で、当該土地を賃借により借受け、ほぼ手は加えず駐車場及び資材置場として使用する計画です。41ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の42ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.09haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年7月31日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側が農地に接しておりますが、既に砂利敷きされており、施工予定はないことから、現状で土砂流出等も見られず、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事

に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります安武推進委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の8月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の9ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は10,614㎡です。次の10ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は4件です。1番から4番までが再設定です。9番から10番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、水稻 10年 20,100円・米30kg

番号 2、賃借権、いちご 3年 10,800円・米60kg

番号 3、賃借権、いちご 10年 15,200円

番号 4、賃借権、いちご 3年 15,000円

中間管理機構を通じた貸し借り、再配分と一括方式について説明いたします。議案書11ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。次に利用券設定（中間管理機構）【再配分】の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は水田です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、18,000円です。利用権設定（中間管理機構）【一括方式】の番号1番の内容を説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑と水田です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、12,000円～18,000円です。全部で3筆あります。

次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。各自ご確認ください。

以上第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。次の12ページは、8ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は7件9,855㎡でございます。内契約予定件数が6件7,778㎡でございます。内契約が無い件数1件 2,077㎡です。今回6件は次の契約が予定されております。契約がない1件につきましては、地主さんが自身で耕作されるとのことです。

これで第4号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(「ありません」の声あり)

○議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(福島求仁子君) 議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長(福島求仁子君) 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書13ページをお開きください。

売却希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所ですが、14ページになります。蛇ノ尾公園の東側に位置する農地です。あっせん申し出の理由としましては、経営規模縮小のための売却です。あっせん委員についてですが申出地区の担当委員であります齋藤委員、福島委員、澤田推進委員にお願いします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福島求仁子君) ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

○議長(福島求仁子君) ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長(福島求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願いいたします。

○議長(福島求仁子君) 続きまして、第6号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきまして、上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 提案理由をご説明いたします。農業経営基盤強化促進法というのは、昭和55年5月28日に法律第65号として制定されております。この法律の第1条に、「この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることに鑑み、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」とうたっており、第5条に都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとする。となっており、更に第6条に「市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。」となっております。体系として、国の法律があり、その5条の規定によって、熊本県の基本方針が定めてあり、それに伴って合志市も基本構想を定めているところです。今回は、第6条第3項で「基本構想は、基本方針に即するとともに前条4項で「基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされていることから、県の基本方針が変更された場合は原則、市町村の基本構想も見直しが必要になります。今般、令和5年4月1日に基盤法等を改正する法律が施行されたことの伴い、熊本県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和5年6月に見直されました。これらの改正に伴い、令和4年3月に改正しました合志市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直すものであります。改正にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第二条の規定により、地元農業委員会とJAの意見を聴取することとなっているため、総会にお諮りするものです。

次に改正内容について、ご説明いたします。改正箇所につきましては、お手元の資料「合志市農業基本構想」の朱書き部分が変更や追記された部分となります。内容につきましては、もうひとつの資料「新旧対照表」と併せてご覧ください。今回の主な改正の内容は、農業経営基盤強化促進法第6条の改正により基本構想に新たに「農業を担う者の確保及び育成」について記載することとなったことを踏まえて、熊本県や農業経営・就農支援センターなどの関係機関と連携した新規就農者への支援、青年等就農計画の認定等について新たに追加しています。また、「人・農地プラン」から新たに「地域計画」が規定されたことの伴い、「地域計画」の策定に向けて本市が取り組んでいくことなどを記載しています。

改正点の主なところについて申し上げます。まず、基本構想の15ページをお開き下さい。第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項が追記となっております。農業を担う者の確保及び育成の考え方、本市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について記載されています。次に、基本構想16ページをお開き下さい。第3が追記されましたので、第4が「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する

農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」になります。事項の名称が一部変更され、また、「（４）その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」が追記されています。関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ、農用地の集約化を進め、担い手への農用地の集積を加速すること等について記載されています。１７ページをお開きください。第５が「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」です。農業経営基盤強化促進事業として、「第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項」が追記されています。詳細は１８ページをお開き下さい。一番上になります。「第１８条第１項の協議の場の設置の方法、第１９条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項」の（１）から（３）までが追記されています。協議の場の設置方法として、協議の場の開催時期、開催に係る情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準に関する事項、地域計画の策定の進め方などについて記載されています。

続いて２５ページをお開きください。「４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項の（３）農業委員会、農地中間管理機構による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組」が追記されています。農作業の受委託の促進、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組などについて記載されています。

以上、主な改正箇所と内容についてご説明を終わります。この後の流れとして、改正案に特に疑義がなければ、意見なしということで回答させていただきますが、そうすると次に市では、当委員会の他、地元地域農協からの意見も伺い、その後、県との協議を経て、改正になるという流れで、予定では９月末頃までに改正手続きを終了したいということです。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第６号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、第６号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 合志市農業基本構想の改正に係る農業委員会の意見につき

まして、合志市農業基本構想は改正案のとおり意見は無い旨、市長へ答申いたします。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の16ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。図面中央の太枠部分が番号1の届出地です。須屋駅の北側に位置する農地です。現地はすでに月極駐車場として使用しており、現況の地目に合わせるための届出となります。申請者からは「農地法についての知識が乏しく許可が必要ということを知りませんでした。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の18ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。

場所を説明します。議案書の19ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋浄化センターの北西側に位置する農地です。宅地分譲3区画への転用です。

現地はこれまで隣接する宅地の一部（庭）として使用してありました。今回、売却を行うにあたり現況の地目を確認した際に判明したとのこと。譲渡人からは「農地法についての知識が乏しく許可が必要ということを知りませんでした。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報

告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等も無いようですので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長(福嶋求仁子君) 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議有難うございました。

以上を持ちまして、「令和5年8月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。

皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時35分